



までですから、前月分までしか支給されない年金の未支給は必ずあります。未支給の年金は請求しないと出てきませんので必ず請求しましょう。請求できるのは、お亡くなりになった当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の内の優先順位が一番の方です。大体、未支給の年金を請求できる人は国民年金と同じですが、違うものもあります。

・労災の遺族補償年金、遺族年金は、当該年金を受けることの出来る他の遺族なのです。

### ●国民年金の死亡一時金

国民年金の1号被保険者(自営、学生、無職)の方で、保険料を3年以上納めている方がお亡くなりになり、遺族基礎年金を貰うべき遺族がおいではない場合、死亡一時金が支給されます。

対象者は、やはり生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の内の優先順位が一番の方です。

### ●西尾のアドバイス

実は、こんな例があります。

私の元会社の同僚の話です。

以前の会社には、生命保険会社各社のセールスの方が週一以上出入りしていて、皆どこかの生保に加入していました。

\* 団体生保に加入する前のことだったと思います。

元同僚仮にAさんとしておきますが、彼はとても気のいい人で

生保会社のセールスさん皆さんと仲良しでした。

彼が加入していたのはB社でしたが、他社のセールスさん達に泣きつかれ

C社一口、D社も一口、という具合に小口の生命保険に多数加入

しておられました。

そのAさんが、奥様とお子様を残して、突然お亡くなりになりました。

そして、Aさんの奥様とその後お話しする機会があり、B社の生命保険に入っているという話は聞いていたものの、そんなにたくさん他の生命保険に入っていたとは露知らず、気づいた時には生命保険の請求の時効3年を過ぎていたそうです。

「質素に暮らせば不自由はないので、一生懸命働いてくれた

主人のおかげとありがたいことだと思っておりますが、他の生命保険のことを

ちょっと話しておいてくれたら、子供とハワイもいけたね！なんていって

るんですよ。」と、Aさんの奥様はおっしゃっていました。

そのとき、他の同僚達と話をしてわかったことがあります。

皆、友人に頼まれてとか義理でとか、奥様にお話しすると

「そんなに生命保険ばかり入ってどうするの？」とお叱りを受けることもあるので

**内緒**で加入している生命保険がひとつや二つはある、という人が大多数

だったのです。

世のご主人様方、生命保険に入ったら、必ず奥様にはお話ししておいてくださいね。

---

## ★トピックス～離婚分割の落とし穴～

今年4月から適用となった離婚分割、ですが当初はたくさんマスメディアに取り上げられていましたがこの頃あんまりお話を聞きませんね。

やはり、年金が分割されるから、という理由だけで離婚に踏み切る人はいないですよね？

一回お話ししたことなのですが、大切なことなのでもう一度書かせてください。

この離婚分割、キープポイントは年金を分割される側も年金の受給資格25年を満たしていないと分割した年金を受け取れない！という点です。

昭和61年以降に成人なされた方は、受給資格を満たしていないという方は少ないと思います。

しかし、団塊の世代のご夫婦で、ご主人がずっと会社員、奥様はお店や喫茶店を経営、収入があるので第3号被保険者にはなれず、でも第1号の届出もしておらず、年金の受給資格がない、というケース結構たくさんあるのです。

奥様が働いておいでで、ご主人が会社員という場合で、随分ご主人を経済的にサポートしたんだから！年金ぐらい分割して欲しい！という時は、まず奥様はご自身の受給資格を確認することが先決です。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

明日の京都は、大文字五山の送り火です。  
京都の人たちが、ご先祖様の霊をお送りし  
夏にお別れする行事、ちょっと寂しいイベントです。  
博多もんの私が京都に就職してきた当時、  
「大文字焼きの日は？」  
と同僚に聞いて、  
「大判焼きみたいな言い方せんといて！  
大文字の送り火え！」  
と叱られたことを毎年この季節になると  
懐かしく思い出します。

~~~~~

\*\*\*\*\*

### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝  
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル  
占出山町308 ヤマチュービル2F N10  
電話&FAX(075)241-4586  
メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----

